

保護者との信頼関係の構築と連携をめざして

保護者の心情・悩み・戸惑い(発達障がいや困難を認められない理由)

- ◇子どもの困難を認めて診断がつくと、普通の子どもでなくなるのでは…
- ◇発達障がいを認めたあとは、どうなっていくのか、将来が不安…
- ◇子どもに障がいがあるとわかったら、親としてやっていけるのか不安…
- ◇何が原因なのか、自分の子育てや関わりが問題があったのか…
- ◇家族の人や親戚にどう説明すればよいのか、どうか思われるのか…

保護者に寄り添う支援(保護者支援=子ども支援)

- ◇保護者の思いや悩みを共感的に聞く(カウンセリングマインド)
- ◇子どものいいところ(強い力)に視点をあてた話題を多くする
- ◇今までの子育てを肯定してから、新しい方向にむけた話題を提供する
- ◇保護者が力をつけるような教育相談を心がける(気づきを高める支援)



地域のなかで安心して生活していくためには、関係諸機関との連絡が欠かせません。保健センターや療育施設等の関係諸機関と協力して切れ目のない支援を進めていくことが大切です。

今回の幼稚園教育要領等の改訂では、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児への特別な配慮についても記されています。個々の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行いましょう。

育ち合う保育におけるナチュラルサポートのポイント(1)

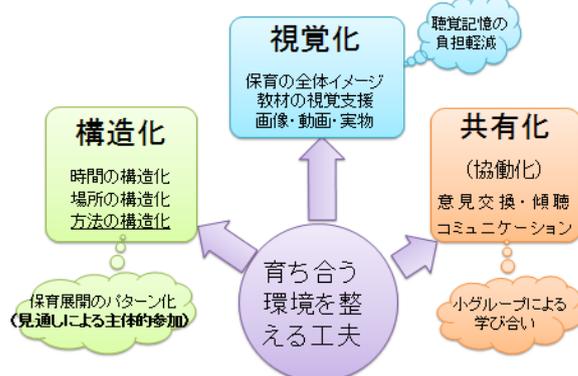
- 教室環境・保育環境を確認してからはじめる(イスの並び方、落ちているもの、収納状況等)
- 活動に必要なものが用意できているか確認してからスタートする。
- 活動の全体像(完成形)や流れ(内容)を視覚的に示し、見通しを持てるようにする。
- 全員が静かにするルールづくりと、静かになったことを確認してから話し始める習慣をつける。
- 全体へ説明や指示のあとに、支援が必要な子どもには(必要に応じて)個別に再度ポイントを伝えている。

育ち合う保育におけるナチュラルサポートのポイント(2)

- 今は、「聞くとき」と「書くとき」「話すとき」を区別し、同時に掲示しない。
- 大切な指示や内容、ポイント等の大事なところは、何度か繰り返し説明する(ルールの説明)。
- 視覚的に示すことができる教材・教具を多用する。
- 子どもの努力や取組の状況をほめる場面を多くつくる。
- 時間の最後や活動の区切り場面において、活動の振り返り(まとめ)を行う(活動と活動の節目を明確に)。
- 子どもどうしが協働して取組む場面を設定する。
- 子どものモデルになることばかたや表現を多用する。

子どもたちは等しく、ほめられたい(認められたい)、役に立ちたい、自分の意志や気持ちを伝えたい(かかわりたい)、学びたい(もっと知りたい)、新しいことに挑戦したい、という願いをもっています。全ての子どもたちが共に学び共に育ち合う保育のなかで、子どもたちの願いを叶えることができるよう、ナチュラルサポートを充実させていきましょう。

ともに学びともに育つ保育の構成を考える視点(視点)



就学先へのスムーズな移行のために

現在、堺市では、発達障害児等専門家派遣、早期支援員派遣、巡回訪問支援、4・5歳児発達相談、支援学校のセンター的機能の活用(★自立活動アドバイザー派遣 ★教育相談・地域支援担当教員派遣)など、様々な事業を実施しています。個別の事業の詳細については、教育委員会事務局または子ども青少年局の担当者にお尋ねください。

また、子どもの育ちや支援方法などをつなげ、切れ目のない支援を行うため、「あい・ふあいる」(個別支援ファイル)を作成しています。幼児の実態をつかみ就学相談へとつなげ適切な支援を受けるためにご活用ください。「あい・ふあいる」については、教育委員会事務局支援教育課にお尋ねください。